

# 第6期筑西市障害者福祉計画

〔令和3年度～令和5年度〕

概要版



障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、  
豊かな生活をおくることができるまち・筑西



令和3年3月

筑西市

# 1 筑西市障害者福祉計画とは？

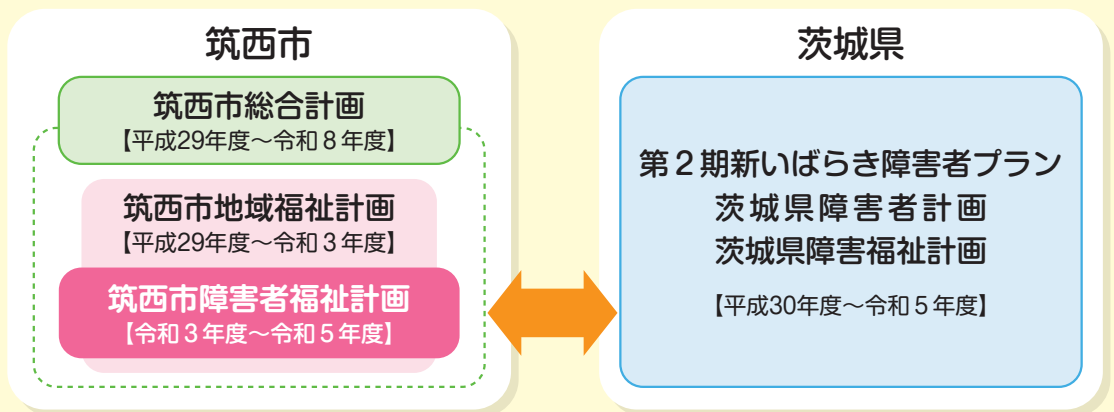
筑西市では「障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、豊かな生活をおくることができるまち・筑西」を目指し、障害のある人を地域で包み込み、共に生きる共生社会の指針となる「筑西市障害者福祉計画」を策定し、障害者福祉の推進に力をいれてきました。

これまでの市の取り組みや新たな国の障害者福祉の動向を踏まえ、筑西市における更なる障害者福祉のまちづくりを推進するため、「第6期筑西市障害者福祉計画」を策定しました。

# 2 計画の位置づけ

筑西市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、また、改正児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

## ■計画の位置づけ



# 3 計画の対象者

本計画では、障害者基本法に基づき、障害の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」とし、高次脳機能障害や難病患者も含むこととします。

# 4 計画の期間

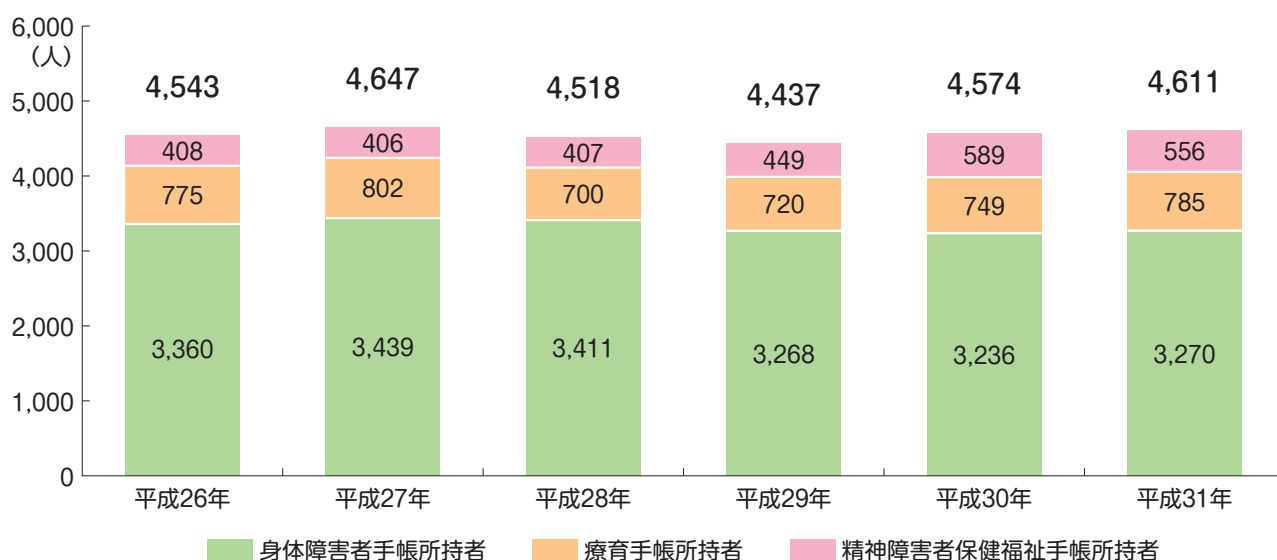
本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。なお、国の方針等に従い、計画期間に見直しを行う可能性もあります。

平成30年度	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第5期筑西市障害者福祉計画			第6期筑西市障害者福祉計画		
		(見直し)			(見直し)

## 5 障害のある人を取り巻く状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成26～平成31年にかけてほぼ横ばいで推移しており、平成31年の総数は4,611人となっています。特に精神障害者保健福祉手帳が平成26年に比べ148人と大きく増加しています。

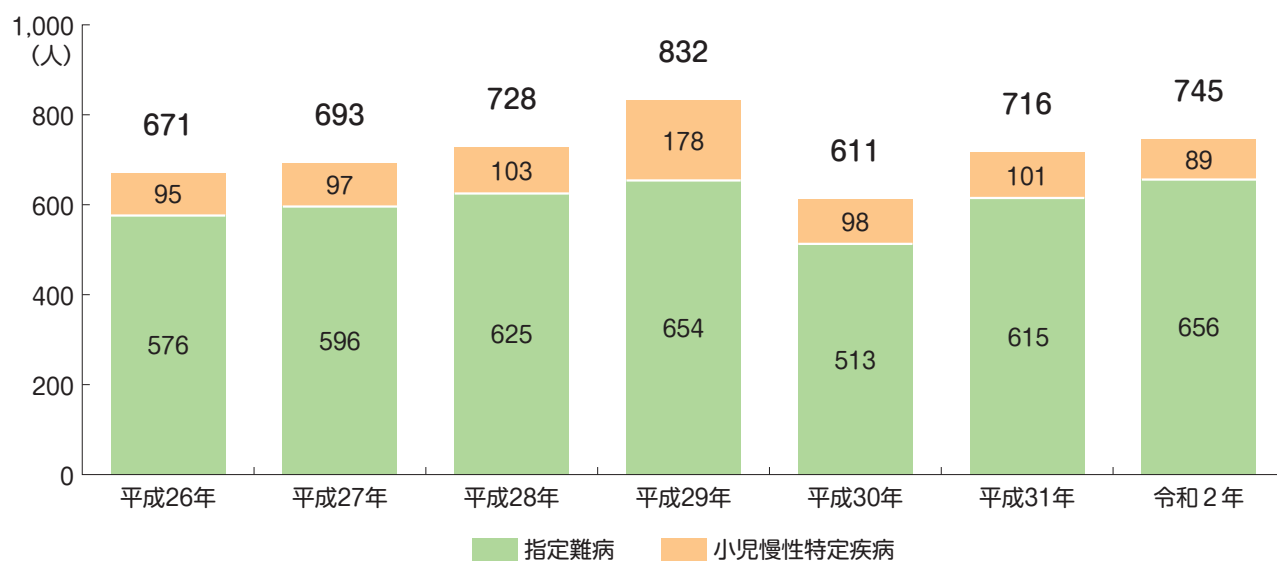
### ■障害者手帳所持者数の推移



資料：筑西市統計要覧（4月1日時点）

指定難病・小児慢性特定疾病数の状況を見ると、平成29年で832人となっていましたが、平成30年に大きく減少し、令和2年で745人となっています。

### ■指定難病・小児慢性特定疾病数の推移



## 6 筑西市の目指す将来像

基本  
理念

障害のあるなしにかかわらず、  
地域で自分らしく、

### 基本目標 1 地域で支え合う共生社会の実現

誰もが共に生活し活動できる社会の実現には、ノーマライゼーションの考え方に加えて、すべての人を包みこみ、支え合うソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、教育や就労、日中活動の場や文化、地域交流など、障害のある人が地域の中で共に育ち、働き、地域とつながることができる多様な社会活動の場が重要です。そうしたさまざまな活動に、障害のあるなしに関わらず参加できるよう、地域や市民への理解・啓発を進めていきます。また、障害のある人が地域の一員として活躍していくために、福祉教育の充実や雇用先の適切な理解などを進める体制の整備や指導に努めます。



### 基本目標 2 地域で自立して暮らせる環境の整備

障害のある人が地域社会の中で自らの意思で生き方を選択し、生きがいを持って地域生活をおくるためには、地域で自立して生活できるような環境や体制の整備が重要です。そのため、地域のさまざまな分野で市民、事業者、市が連携・協働する仕組みづくりを進めていきます。

また、あらゆる場面で障害を理由とする差別が発生することなく、障害者の権利が守られ、合理的な配慮が行われるよう、障害のある人自身が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりに努めます。

### 基本目標 3 一人ひとりに合わせた支援の仕組みづくり

健やかな成長やライフステージを通じた健康の維持は、障害者の自立した生活や社会参加を実現する基盤となるものです。障害児一人ひとりが、それぞれの障害の程度や特性、更に希望に合わせた保育や教育を受けられる療育・教育体制を整備するとともに、年齢や障害の状況に応じて、誰もが継続的に必要な生活支援を受けることができる仕組みづくりに取り組んでいきます。

近年は、障害のある人自身又は介助者の高齢化が著しい中で、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行、安心できる地域生活のための医療・福祉の連携体制づくりに努めます。

# 豊かな生活をおくることができるまち・筑西

## (1) 障害のある人への理解・啓発

①障害者週間を活用した普及活動

②広報紙やホームページ等による啓発

## (2) 福祉教育の充実

①学校教育における福祉教育の充実

②交流教育の推進

## (3) 社会参加の促進

①就労支援の充実

②ふれあい・交流機会の充実

③障害者団体との連携強化

## (4) 地域見守り体制の強化

①関係機関との連携

②自立支援協議会の開催

③介助者支援の強化

## (1) 相談・情報提供の充実

①福祉サービスの情報提供

②相談体制の充実

③コミュニケーション支援の強化

## (2) 権利擁護の推進

①成年後見制度の利用支援

②障害者虐待への対応

## (3) 災害時の支援体制の整備

①緊急時などの支援

②防災・防犯対策の推進

## (1) 障害児の支援

①早期発見・療育体制の充実

②特別支援教育後の支援の強化

## (2) 医療・保健の充実

①健康づくりの推進

②難病患者への支援

③精神・発達障害施策の充実

## (3) 障害福祉サービスの充実

①障害者福祉サービスの充実

②安心な住まいの確保

## 7 計画の推進に向けて

### 1. 障害者の生活を支援する包括的なネットワークの構築

地域課題が複雑化・複合化するなか、住民相互の助け合い・支え合いによる地域共生社会の実現には、制度や分野、組織等の枠組みを超えた支援体制づくりが重要です。障害者をはじめ、難病患者や高齢者、生活困窮者等、さまざまな課題を抱える人が、「制度の狭間」の問題で適切な支援を受けられないことがないように、医療機関や介護事業所、NPO等の関係機関から、地域住民や関係団体、行政等の多様な主体が一体となっても、包括的な支援体制の構築を図ります。

### 2. 推進体制の充実

本計画を実現するためには、行政だけではなく企業、NPO（民間非営利組織）やボランティア等の組織・団体や個人、そして市民の方々が、それぞれの立場に応じて役割分担と連携をすることで、社会全体として協働して取り組んでいくことが重要です。

本市は、市民や各種組織・団体と連携しながら計画の実施に取り組むとともに、障害者を中心に市民のニーズや実態を把握し、国・県との連携を図りながら、計画事業を実施します。

### 3. 計画の進行管理体制の確立及び公表・周知

本計画の進行管理にあたっては、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行うことで、実効性のある計画を目指します。

また、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行い、進捗状況を市ホームページにて市民に対して公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。





## 手話言語条例ってなに？

筑西市では、平成30年9月30日に茨城県で初めて手話言語条例を制定しました。聞こえない人の大切な言語である手話に対する理解や手話の普及や、手話の使用しやすい環境を整えるために制定されました。これまでのコミュニケーション手段確保の取り組みに加え、相談や情報を得る際に、意思疎通を行う手段として、手話の普及に取り組みます。



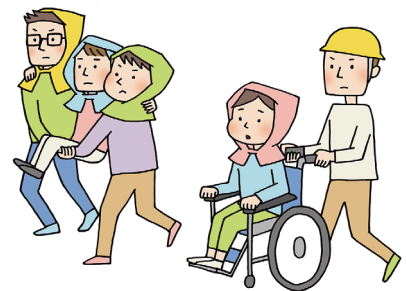
手話コミュニケーションパンフレット



## 筑西市避難行動要支援者避難支援計画ってなに？

筑西市では、従来の「筑西市災害時要援護者支援計画」の見直しを行い、新たに「筑西市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しました。

障害者や高齢者など、災害時において自ら避難することが困難な方への支援を適切かつ円滑に実施するため、基本的な方針や対策などの必要な事項を避難行動要支援者名簿の作成・運用や、一人ひとりの状況に応じた個別計画の作成、災害等発生時や避難生活における支援等についての体制を整備し、地域の安全・安心体制を強化していきます。



## 8 サービスについて

### ■サービスの見込み量について

サービス種別		単位等	事業量見込量				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度		
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	1,289	1,332	1,365	
	日中活動系サービス	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型＝雇用型） 就労継続支援（B型＝非雇用型） 就労定着支援 療養介護 短期入所（ショートステイ）	人日/月	6,042 10 217 229 1,742 4,617	6,376 20 233 248 2,523 4,748	6,730 20 250 267 3,645 4,878	
	居住系サービス	自立生活援助	人/月	1	1	1	
		施設入所支援	人/月	123	125	128	
		共同生活援助（グループホーム）	人/月	146	152	158	
	相談支援	計画相談支援	人/月	810	840	880	
		地域移行支援	人/月	1	1	1	
		地域定着支援	人/月	0	0	1	
	障害児への支援	児童発達支援	人日/月	710	758	814	
		医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	
		放課後等デイサービス	人日/月	2,976	3,498	4,101	
		保育所等訪問支援	人日/月	3	4	5	
		居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	
		障害児相談支援	人/月	330	355	380	
	地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
		自発的活動支援事業	自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
		相談支援事業	相談支援事業	箇所	3	3	3
			基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有
			基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有
			住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度利用支援事業	人/月	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	有	
意思疎通支援事業		手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	95	100	105	
		手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	
日常生活用具給付等事業		介護・訓練支援用具	件/年	12	14	17	
		自立生活支援用具	件/年	6	6	6	
		在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6	
	情報・意思疎通支援用具	件/年	13	14	15		
	排泄管理支援用具	件/年	2,286	2,424	2,496		
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	4	4	4		
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業	人/年	15	15	15		
移動支援事業	移動支援事業	人/年	30	32	35		
地域活動支援センター	地域活動支援センター	人/年	38	39	40		

第6期 筑西市障害者福祉計画  
【概要版】

発行：令和3年3月  
編集：筑西市 保健福祉部 障がい福祉課  
〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地  
電話：0296-24-2105 F A X：0296-25-2401